

# 第5回札幌市子どもの権利委員会

## 会 議 録

日 時 : 平成24年10月15日(月) 16時30分開会  
場 所 : S T V北二条ビル 6階 1～3号会議室

## 1. 開 会

○委員長 定刻となりましたので、ただいまから、第5回子どもの権利委員会を開催いたします。

まず、事務局から何か連絡事項がございますでしょうか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 子どもの権利推進課長の野島でございます。

本日は、G委員とH委員からおくれて参加する旨の連絡がございました。

本日は、資料1から資料4までご用意させていただきました。それに基づいて、ご審議をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

## 2. 議 事

○委員長 それでは、これより議事を進めて参ります。

本日の議題であります。次第にありますように、一つ目が、子どもの権利に関する施策の検証についてであります。二つ目は、子どもの権利に関する推進計画、平成23年度実施状況の報告であります。この2点でございます。

終了時刻は、18時30分を予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、審議に入ります。

まず、議題（1）を取り扱います。

これに関しまして、前回の委員会では、まず、視点1の現に困難を抱える子どもが安心して過ごすための環境づくりということで、大きく、いじめ・不登校関連施策と学びの機会の提供の2点について審議を行ったところであります。

本日は、視点2の子どもにとってより身近に、安心して相談できる環境づくりということで、事務局で資料を作成しております。

まずは、その説明を受けました後、前回同様、審議に入っていきたいと考えております。

なお、本日は、議題が2点あり、また、視点2については、扱う内容の範囲も広がっておりますけれども、終了時刻につきましては、先ほど言いましたように、18時30分を予定していることから、皆様、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、事務局から、資料の説明をお願いいたします。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） それではまず、私から、本日の説明の全体の流れについてご説明させていただきます。

前回は、視点1について皆様方からご意見をいただきましたが、その内容につきましては、本日の視点2の審議とあわせまして、次回以降、改めて、まとめたものをお示したいと考えております。ですから、次回以降に、前回と今回の内容を振り返りながら、また改めてご意見をいただく機会を設けたいと考えております。

今回の視点2については、子育て支援関連施策、児童虐待を含めた相談体制、子どもアリストセンターの運営と3点ございますが、いずれも、今回お示しする検証シートでは、

施策のすべてをカバーしているものではないかもしれませんが、視点2のテーマであります相談ということを中心に置いて資料を作成しておりますので、その点についてはご了解をいただきたいと思っております。

それでは、各施策については、担当する課長からご説明させていただきます。

○事務局（美田子育て支援総合センター担当課長） 子育て支援総合センター担当課長の美田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、資料3を使いまして説明させていただきます。

私の所管は、妊婦さんを含めた赤ちゃんから就学前までのお子さんを持つ子育て家庭を対象にした事業が主な事業でございます。その中から、相談にかかわる部分を中心にお話しさせていただきます。

核家族化が進み、子育ての伝承がされていない、地域とのつながりが弱まっている、そんな中での現代の子育ては、昔の子育てと比べると、特に母親の負担が多くなっております。

少し前のデータになりますが、資料の左上をごらんください。

平成20年度に行った調査では、4割から5割の親が、子育てに対する不安感や負担感を感じていると回答しております。5年前の調査のときより少しは減少しているものの、依然として、子育てに対する不安や負担は大きい状況と言えます。

そこで、札幌市では、子育て家庭に近い地域や区、さらに、全市レベルにおいて、すべての子育て家庭を視野に入れた子育て支援への展開を図っております。

その下の子育て支援体制のイメージをごらんください。

右の丸になりますが、各区の保健センターの健康・子ども課には、子育て支援係を置き、地域と一体となった支援を進めております。

また、左の丸は、従来の保育機能に加え、さまざまな子育て支援機能を持った、区における子育て支援の中心的役割を行う「区保育・子育て支援センター」、通称ちあふると呼んでおります。これは、現在、7区に設置されております。残りの区についても、整備を進めております。

そして、上の丸になりますが、全市的な子育て支援の中核を担う施設として、私どもの子育て支援総合センターがあります。

現在は、このような体制で子育て支援を進めております。

子育て支援の具体的な取り組みの一つとして、子育て家庭が孤立しないために、乳幼児を持つ子育て家庭が自由に集い交流できる子育てサロンを設置しております。

資料の右の白丸の上から三つ目になりますが、①から④まで、行政が実施しているもの、または市民参加によるものと、いろいろなサロンがあります。

子育てに伴って生じる悩みを専門的な立場から相談できる体制として、一つ目の丸になるのですが、行政機関による電話または面接による子育て相談ができる体制をつくっております。

ちあふると子育て支援総合センターには、親子で自由に集うことのできる子育てサロンがあります。子どもを遊ばせながら、保育士や栄養士、医療職などの専門職の職員がおりますので、気軽に相談することができます。

授乳、離乳食、おむつ外しなど、やはり、基本的な生活習慣にかかわる相談が半数を占めております。そのほか、人間関係から生じるもやもや感やいらいら感など、つらさを訴えてくる相談も少なくありません。これらの相談は、大変重いものが多いです。子育てのつらさや、嫁、しゅうとの関係、夫との関係など、いろいろな相談があります。じっくり話を聞き、長いときには1時間以上に及ぶことも少なくありません。一度で解決できることではありませんし、場合によっては、他の機関との連携をとるようにしております。

私どもの子育て支援総合センターは、市内で唯一、年末年始以外、日曜日、祝日の朝9時から夕方5時まで開設していますので、電話での相談をしていくケースが多くあるのが特徴です。

ちあふる、各区役所の子育て支援係、子育て支援総合センターの三つの行政の機関の相談合計は、ここには表示していませんでしたが、平成23年度の相談数は、合わせて3,600件に上がりました。

失われつつある子育ての伝承、地域のつながりを目的にしたものとして、三つ目の白丸の②に、地域主体の子育てサロンというものがありますが、これが、大変重要な役割を果たしてくれています。

地域主体の子育てサロンとは、町内会や民生委員・児童委員、地域の福祉のまち推進センターなど、地域の市民ボランティアの方々による子育てサロンです。サンダル履きでベビーカーを押して参加することができる身近なサロンということで、小学校区に1カ所を目標に整備を進めてまいりました。市民の皆さんのご理解のもとに、ほぼ小学校区に1カ所の達成ができました。

親子にとっては、近所の人と出会う大切な場になります。回数は、1週間に1回とか月に1回の開催なのですが、親子と支援者は、近所の人ですから、買い物するときとか、道を歩いていて、出会って、あいさつができる関係ができます。

世代を越えて、近所の方とおしゃべりする中で、お母さんたちは、子育てのノウハウや知恵を伝えてもらい、そして、何より、お母さんたちにとっては、自分たちがたくさんの地域の皆さんに守られているという安心感が伝わってくると思います。

この地域サロンは、札幌の財産だと思っています。これほど多くの市民が子育て家庭のために行動に移しているという取り組みは、ほかの都市にはないかと思っています。しかし、こういう場に出てこれないという人もたくさんおります。ほかの人と交わることが苦手な人や、子どもがたくさんいて外に出ることが大変な人など、そういう人のために、区の子育て支援係では、保育士がお家に訪問する出前子育て相談を行っております。相談の内容によっては、保健師や栄養士と一緒に訪問するケースもあります。

家庭訪問として、四つ目の白丸になりますが、母子保健の観点から、生後4カ月までの

赤ちゃんのいるすべての家庭に保健センターの母子保健訪問指導員が訪問して、育児相談や保健指導などの実施をしております。

このときに、子育てサロンの紹介をしたり、いろいろな子育ての情報をまとめた子育てガイドを配付してもらっています。

最後になりますが、その他の支援としては、ちあふると総合センターでは、お母さんが元気に前向きに子育てができるように、いろいろな情報を提供したり、リフレッシュできるような講座を開催しております。

また、ちあふるや保育所では、お子さんを1日預かる一時保育を行っております。働いている人以外の保護者の育児に伴う心理的、身体的負担の解消を目的としての利用が可能となっております。

最後に、課題、評価といたしましては、子育て支援は、行政だけで頑張ってもできることには限りがございます。子育ては、人と人がかかわることが大切です。地域、社会全体で支援していくことが大前提だと考えます。

地域や関係機関と連携を行うとともに、これからの支援が、効果的な情報提供によって、子育て家庭に届くよう、もっと利用してもらえよう工夫をしていきたいと考えております。

○事務局（佐藤児童福祉総合センター児童療育課長） 児童福祉総合センター児童療育課長の佐藤でございます。

私からは、次のページの児童相談体制強化に向けた取り組みと、1ページ置いて、別紙の札幌市児童相談体制強化プランの概要、この2枚で説明をさせていただきたいと思っております。

札幌市には、児童福祉法に規定されております児童相談所が1カ所ございます。それから、児童、家庭に関する身近な相談窓口として、各区役所にも相談窓口がございますけれども、現状として、そこでの相談件数を掲げてございます。

1に書いてございますのが児童相談所での取り扱い状況、2が区役所における取り扱い状況です。相談取り扱い件数の数字のところですが、括弧書きが虐待の取り扱い件数になっています。

それから、(2)の児童虐待通告受け付け件数は、虐待があるかないかを問わず、市民の方、関係機関の方から、虐待ではなかろうかという連絡があった件数をそのまま挙げてございます。

これが、すべて虐待というものではなくて、この中のおよそ2割程度が虐待として認定されるような件数になってございます。

では、実際にどういう形で施策を行っているかというところですが、別紙をごらんいただきたいと思っております。

札幌市児童相談体制強化プランでございますけれども、これは、平成22年3月に策定をしたものでございますが、策定時は、札幌市の子育ての特徴というところもござい

けれども、虐待件数が、平成17年に比べて、平成21年、このプランを策定する前の年ですが、非常に多く、2.5倍という数でふえてきました。

それから、児童相談所で取り扱う件数も、かなりふえてきている状況でございます。主に、相談を取り扱う職員、ケースワーカーは、児童福祉司と言いますが、政令都市の中で児童福祉司1人が取り扱う相談件数を見ますと、札幌市は、当時で1年間に190件ということで、政令指定都市の中でも一番多い件数になっておりました。実際に、児童相談所でやるべきこと、それから、より地域の中でやっていただくべきことを分けてやる必要がある。要するに、児童相談所としては、より専門的な、施設入所とか一時保護という措置を行わなければならないような難しいケースへの対応に特化して、身近な相談窓口は区役所で対応していただくというような役割分担と連携を中心にこのプランをつくっております。

どういった施策が主なものかということですが、また前のところに戻っていただきまして、大きく5点です。

区の家庭児童相談室の設置、子ども安心ホットラインの設置、オレンジリボン地域協力員の創設、要対協の活性化等、関係機関との連携というものを掲げてございます。

区の家庭児童相談室の設置に関しては、それまで、各区には家庭児童相談員がおりましたけれども、ここに係長職の主査をつけまして、家庭児童相談室という看板を掲げて、子どもと家庭に関する相談は、基本的には各区役所でまず受け付けましょうと。

その中で、難しいケースや、すぐに一時保護をしなければならないようなケースについては、児童相談所に連携をしましょうという形にするということで、これは平成23年度から実施をしております。

次の子ども安心ホットラインについては、児童相談所内に24時間365日通じる電話をつくりましょうというものです。基本的に、児童相談所では、子どもさんを24時間365日預かっているところもあるので、電話自体は通じるのですが、特に夜間に関しては、子どもさん方の面倒を見ながらということになりますので、なかなかきちっとした相談にまで結びつかなかったということがございますので、この電話をつけて、24時間365日きちんと相談に対応するという体制をつくるというものでございます。

これについては、昨年9月に設置しまして、昨年9月からことしの3月31日までの約半年間に、921件の相談電話が入っております。その中では、やはり、虐待通報、虐待に発展するような深刻な相談等が半分くらい受けて対応しているところでございます

それから、次のオレンジリボン地域協力員の創設です。

これは、従来、平成12年から、児童虐待予防地域協力員という名称で、子どもにかかわる方々を対象に、虐待がどのようなものであるのか、講習をして、実際にそういったものを見た、または聞いた場合に連絡をしていただきたいということで養成してきたものでございます。ただ、市民の方々に広く同じような対応をしていただくことを目的に、名前も新たにオレンジリボン地域協力員というふうに変えたものでございます。

オレンジリボンを、ここにいる私どもは皆つけておりますが、これは、虐待のない世の中を目指すという気持ちが込められているものでございます。そう言った名前を冠して皆さん方、市民の方に協力を呼び掛けるといような形で、この制度を創設してものでございますが、今までの従来の児童虐待予防地域協力員の方も衣替えという形でなっていて、平成24年3月末現在で、約1万人の方々に協力員になっていただいているというところでございます。

協力員に関しましては、毎年、広報さっぽろ、もしくは、関係機関の方々に連絡をとらせていただきまして周知し、それから、より多くの方になっていただくように努めているところでございます。

特に、毎年11月が虐待の防止促進の強化月間と全国的になっておりますので、その間にも、この講習等を行う予定でございます。

それから、次の要対協の活性化等、関係機関との連携なのですが、虐待の予防、早期発見、早期対応に関しては、児童相談所、それから、区役所だけで対応できるものはありません。やはり、早期に発見いただいて、それから通報をいただくという形が必要になりますので、やはり、地域の方々にもご協力をいただければならないものかと思えます。また、当然ながら、学校、保育所、幼稚園、民生児童委員の皆さん、そういった関係機関の方々との連携も十分にしていかなければ、発生予防、それから、起きたときの対応、その後の処遇に向けた連携が十分にできないということで、これについて、関係機関との連絡の体制を強めるために、ここでは要対協と書いてありますけれども、要保護児童対策地域協議会というものをつくりまして、それを中心に関係機関との連携を強めているところでございます。

こういった取り組みを進めながらやってございますけれども、市民の方々が、児童虐待を含む子どもの問題に関してかかわっていただくような啓発が非常に重要とっております。

当然ながら、相談窓口に行っていただくことも大事なものですから、それぞれ相談窓口、児童の問題に関して意識啓発を高めるということを積極的にやっていくことが今後の課題と考えておるところでございます。

以上でございます。

○事務局（桐越子どもの権利救済事務局次長）　子どもの権利救済事務局次長の桐越と申します。よろしくお願いいたします。

次の資料をごらんいただきたいと思います。

子どもアシストセンターの運営ということで、ご説明させていただきます。

5月の第3回委員会のときに、市川代表救済委員から、子どもアシストセンターの3年間の活動状況につきまして振り返ってご説明をさせていただいております。きょうは、時間の関係もありますので、資料の右下の課題、評価といった部分を中心にご説明させていただきます。

まず、右側の現状の部分ですけれども、一番上の表です。相談受け付け件数の表になっております。

これを見ますと、実件数では多少のばらつきがございますが、延べ件数では一貫して相談が増えている状況になっております。

それから、その下の相談者別内訳ですけれども、この子ども本人の部分をごらんいただきたいと思います。これも、若干のばらつきがありますが、平成21年度に比べて、平成23年度は増えております。

この表にはございませんけれども、延べ件数で見ますと、子ども本人からの相談は一貫して増えてきているところでございます。

私どもアシストセンターでは、子どもが安心して相談できる機関というところを目指して活動しております。それで、相談件数を見ても、特に、子ども本人からの相談が増加しているということで、子どもが安心して相談できる機関として、アシストセンターが子どもたちの間にある程度浸透して、一定程度、認知されてきているのではないかなと考えているところでございます。

それから、これは課題になろうかと思っておりますけれども、相談者別内訳の中の母親の部分を見ていただきたいと思っております。大人からの相談は、ほとんど母親からの相談で占められておりますけれども、その相談が減り続けている状況でございます。

これは、延べ件数で見ても同様に一貫して減少している状況でございますので、私どもは、アシストセンターが子どものみならず、大人からも信頼されて、相談されるような機関ということが必要であると考えておりますので、今後は、広報活動も工夫して、一層の周知を図っていきたいと考えております。

それから、左の一番下でございますけれども、調整活動・申立て件数というところをご覧いただきたいと思っております。

調整活動ですけれども、相談だけではなかなか事態が改善しないといった場合に、関係機関とか相手方と調整をするという活動も行っております。

この活動件数が41件、42件ときて、19件と減っております。

この要因ですけれども、大人からの相談が減っていることが大きいのではないかとこのふうを考えております。

子どもからの相談というのは、まず話を聞いてもらいたいということで、相談段階で大体解決する相談というのが多いですけれども、大人からの相談は、アシストセンターに何らかの行動を起こしてもらいたい、調整をしていただきたいという相談が多く、調整活動に結びつきやすい側面がございますので、この大人からの相談が減っているということが大きな要因ではないかとこのふうを考えております。

もう一つ、このアシストセンターが調整活動という活動を行っていることが、まだ十分皆様に知っていただけていない側面もあろうかと思っておりますので、今後、この点につきましても、アシストセンターの活動、実効性のある機関であるということを十分発信していき



たいと考えているところでございます。

以上でございます。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 以上で、きょうお配りされておりました資料に基づく説明を終わらせていただきます。

○委員長 それぞれの課長さん、説明をありがとうございました。

それでは、事務局からの説明を踏まえまして、まずは、各委員の皆さんから、ただいまの説明に対して、質問がありましたら出していただきたいと思います。

なお、意見に関しては、質問が出尽くした後に出していただきたいというふうに思います。

それでは、質問からです。

A委員、どうぞ。

○A委員 Aです。よろしくお願いいたします。

私は、子育て支援の施策について、何点かご質問させていただきます。

まず、公設の子育てサロンでありますけれども、8カ所で、ない区が南区と厚別区です。地域のサロンであれば、私が調べた数でいけば、南区は1番目か2番目ぐらいに数が多いのです。

清田区は、唯一、認定子ども園のにじいろをやっております。

これから、厚別区、南区ということで、行政としては、認定子ども園、固有の財産を持った形で作るということが基本の形になっていると思うのですが、今後、二つの区でどのように公設サロンの計画をしていらっしゃるか。

もう一つは、常設子育てサロンは、広場型6カ所、児童会館型15カ所ということです。これは、開設の日には同じだと思いますけれども、広場型サロンと児童会館型では時間が少し違うと思うのです。日には一緒なのですが、時間は違うと思うのです。それぞれ何時間開設なさっているのでしょうか。

その点をお聞かせいただければありがたいと思います。

○委員長 ただいま、質問が2点ありましたけれども、それに対して答えていただきたいと思います。

○事務局（美田子育て支援総合センター担当課長） まず、1点目の各区の保育子育て支援センターの設置についてでございますが、最終的には、区の子育て支援の拠点ということで、各区1カ所の設置を目標にしております。

厚別区、南区は、現在、場所等も含めまして、計画をしている段階でございますが、まだ発表できる段階ではございません。場所によっては、今現在、保育と支援が一緒になったものが子育て支援センターと言っているのですが、全体的には待機児童が多い中で、南区の場合で言いますと、待機児童はそれほどいないという状況の中で、公立の保育園をつくる必要があるのかという問題などもございますので、今までつくってきたあふるとは違う形のものになるかもしれませんが、子育て支援センターとしては設置を進めておりま

す。

それから、2点目の常設の子育てサロンの広場型と児童会館型の時間ということですが、広場型につきましては、週3日以上、1回につき5時間以上という枠の中で開催しております。それから、児童会館型は、同じく週3日以上ですが、3時間以上という時間帯です。そこで、広場型と児童会館型が5時間と3時間で違っております。

児童会館は、午後の時間帯までになりますと小学生が帰ってきて児童クラブの開催がありますので、小さい子どもと児童と一緒に同じ空間にいるということが危険なことも多いものですから、サロンの時間帯的には午前中ということで、午前9時から12時までという時間の設定をしております。

○A委員 それを聞いたのは、角度が少し違いますけれども、来年の平成25年度から、子育て支援市営住宅というものを市がつくれます。そういうことで、子育てに全市で取りかかっているという思いを市民に対して強く持っていただきたいし、南区は、需要はないのですけれども、場所によっては、特に真駒内地区は子どもが結構固まっているところがありますね。

そういう全体的な市のバランスを考えて、固有財産も確かに必要でありますし、それを財政改革の中でやっていくのは当然ですけれども、子どもたちの支援、地域との兼ね合いで、そういうことにしっかり取り組んでいただくということを念頭に置いてお聞きしました。ありがとうございました。

○委員長 それでは、ほかにご質問はございませんでしょうか。

いろいろあるかと思いますので、どんどん出していただきたいと思えます。

どうぞお願いいたします。

○B委員 今のところ、南区と厚別区がないということです。具体的に、例えば、厚別に関しては、場所とかいろいろあるのでしょうか。現時点でどういう計画になっているのでしょうか。

○委員長 今のB委員からの質問に対して、お答えできることがありましたらお願いします。

○事務局（美田子育て支援総合センター担当課長） 現時点で言いますと、厚別区はまだお答えできるような状況にありません。

○委員長 ほかにご質問はございませんでしょうか。

C委員、お願いいたします。

○C委員 一時保育や各子育てサロンは、利用者に年に何回かアンケートや意見要望等をとっているのでしょうか。

○事務局（美田子育て支援総合センター担当課長） 年単位ではとっておりませんが、やはり、現在の状況をこれからどうしていったらいいかということでは、昨年もとらせていただきました。

その中で、先ほど、常設のサロンというのが質問にありましたけれども、地域のサロン

が1週間に1回、月に1回という回数で、もう少し多い回数を希望する声が上がっていましたので、国の事業でもあります地域支援拠点事業という常設サロンになるのですが、その事業をこれから広げていきたいということで、昨年、児童会館20カ所、地域サロン6カ所が開設されたといういきさつがございます。

○委員長 C委員、よろしいですか。

○C委員 利用している方というのは、いろいろなことを切実に感じることもあると思うのです。今のお話しでしたら、アンケートを年に1回程度行っているのかなというふうにとれたので、1回と限らずに、利用しているのはお母さんが多いと思います。やはり今後意見をも反映していただきたいと思いました。

○委員長 ちょっと意見になっていますね。

○C委員 質問なのに済みません。

○委員長 ほかにありませんでしょうか。

○D委員 札幌弁護士会のDです。

アシストセンターのところで教えていただきたいと思います。

お子さんからの電話の件数がふえているということで、平成22年度と平成23年度を比較すると100件ほどふえております。具体的にどのようなPRをなさっているのかということと、子どもから電話がかかってくる時間帯について、特徴がある点がありましたらご教示いただきたいと思います。

○委員長 今の点はいかかですか。

○事務局（桐越子どもの権利救済事務局次長） まず、時間帯ですけれども、子どもからは、学校から帰ってきて、夕方から夜にかけての時間帯が多いというのが特徴で、大人からは、逆に午前中の電話相談が多くなっているところでございます。

それから、PR方法ということですが、子どもに関しましては、毎年、相談カードという名刺大のカードを市内の全小・中学生に配っております。

それから、子ども出前講座と言いまして、市内の児童会館にアシストセンターの相談員が出かけて行きまして、ペープサートと言うのですけれども、こういう紙でつくった人形のようなものを使いまして、アシストセンターの活動はこういうことをやっていますという広報をしております。

あと、これは保護者に対してなのですけれども、年2回アシスト通信という広報紙を出しております、平成23年度は、かなり子どもからの相談が増えたというのがあるのですが、このアシスト通信は、保護者に向けて作っているものなのですが、平成23年度ちょうど11月に出したのですが、メール相談という特集をいたしまして、その表紙の部分の非常に目につくところに中学生からのメール相談が非常に多いというような見出しがありまして、それを見てその月は非常に中学生からの相談が増えたといったようなことがございました。

保護者用につくっているのですけれども、いろいろ見せ方によっては、子どもに対して

もアピールできるものがあるのかなというふうに、少し勉強になったところでございます。

○委員長 D委員、よろしいでしょうか。

○D委員 はい、結構です。

○委員長 それでは、E委員、どうぞ。

○E委員 佐藤児童福祉総合センター児童療育課長に質問です。

全国的にも、児童福祉司1人当たりの件数が190件というのは大変多いというお話でしたが、この強化プランによって、それは随時減ったのでしょうか。

○事務局（佐藤児童福祉総合センター児童療育課長） 強化プランというだけではないですけれども、私どもは毎年、人員に関しては、人員要求というものがございまして、要求はその中で毎年してございます。

数としては、1名2名という少ない数ではありますけれども、年々ふやしていただいている実情はございます。

現在は190までいっていないと思います。正確な数字はわかりませんが、1人当たり百四、五十件程度まで落ちているかなと考えてございます。

○E委員 それは年間ですか。

○事務局（佐藤児童福祉総合センター児童療育課長） 年間です。

○委員長 F委員、どうぞ。

○F委員 先ほどのD委員の質問について、確認をしたかったですけれども、アシストセンターへの電話の件数自体は、400件ほど減っていて、そのかわりEメールでの相談が非常に増加しております。これは、子どもがメールを使って相談をするということで、メールが出せるような携帯電話であったり、そういった環境が子ども自体に整ってきているからなのか、それとも、最初は電話なのだけでも、その後でメールでのやり取りをするようになるのか、Eメールの相談件数が激増しているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○委員長 今の質問に対してお願いいたします。

○事務局（桐越子どもの権利救済事務局次長） Eメールにつきましては、電話で最初に相談してからEメールという形ではなくて、最初からEメールで相談が来る場合がほとんどとなっております。Eメールの場合は、情報が断片的になりがちなものですから、やりとりが非常に多くなるということがございまして、Eメールの件数が非常に増えているということがございます。

今、中学生以上になりますと、ほとんど携帯電話をお持ちになっている状況にございますので、Eメールですと、夜中であっても自分の思ったことを打ち込んで出せるという時間にとらわれないというところもありますし、自分を出さずに相談もできる匿名性という特徴もありまして、子どものEメールによる相談が非常に増えている状況にございます。

○委員長 F委員、よろしいですか。

○F委員 はい。

○委員長 G委員、どうぞ。

○G委員 済みません、出たり入ったりしていたので、もしかしたら説明が終わっているかもしれませんが、それであれば言っていただければと思います。

子育てに関する支援関係で、子育てに対する不安や負担感を感じているという回答が、平成15年度と平成20年で若干減少気味であり、余り不安や負担を感じていないという人に関しては10ポイントもふえております。そういう意味で言うと、ある程度、施策的な効果がこの回答に反映されているのではないかと判断できると思うのですが、行政側で、こういうところが回答の結果に反映されているのではないかとこのつかみみたいなものがあればお願いします。

それから、今はもう平成24年ですから、さらに4年たっているわけですが、この経年は5年スパンでとっているのですか。来年とる形になりますか。

これは意見になってしまいますけれども、5年は長いかなと思います。これは意見ですから、後にしますね。

とりあえず、この変化については、どのようにつかんでいるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、アシストセンターですけれども、年間の相談が4,000件を超えている中で、前々回に質問をさせていただいたときでしょうか、直接的な権利救済の申し立てにつながったケースは、1件か2件ぐらいしかなかったという話だったと思うのです。やはり、我々が子どもの権利侵害として一番敏感に感じるのは、いじめと児童虐待です。そうすると、いじめ問題と児童虐待に特化して、そこについてアシストセンターとして重点的に取り組もうと思っている今後に向けての働きかけの準備などがあるのかどうか。札幌でも、つい最近、痛ましい事件が起きていますから、そういう事件も踏まえて、やまない虐待問題も含めて、権利救済機関として、子どもたちの意見を電話やメールで広く聞くというだけではなくて、より重点的にアシストセンターとして何か取り組もうとしている、そこに特化する動きとが今後あるのかどうか、両方をお聞かせください。

○委員長 ただいまの質問に対してお願いいたします。

○事務局（美田子育て支援総合センター担当課長） 1点目に、負担感が減っているのではないかというお話をいただきました。

実は、このデータは、子ども未来局全体のデータですので、私が担当している部分だけの数字ではなく、児童を持っている保護者の皆さんも答えている部分ですので、私一人での答えがその答えとなるとは言えないと思うのですが、就学前の家庭の部分でお話ししますと、平成15年度から平成20年にかけて、先ほどお話ししました地域サロンもたくさんふえましたし、外に出かけるところがたくさんできたという部分で、今まで、家にもついたり、遊びに行くところがなかったという人が外に出て行くことで、お友達ができたり、相談することができたりして、多少は不安や負担がなくなり、子育てが楽しくなっていたのではないかとこのことで、さらに支援を進めているような状態です。

○事務局（桐越子どもの権利救済事務局次長） アシストセンターの救済という部分の広報ということです。これは、最初にお話しさせていただいたように、課題の一つであるというふうに認識をしておりますので、今後、工夫をして、努めていきたいと思っております。

まずは、先ほど申し上げましたアシスト通信という広報誌ですが、今、11月に次号を出そうということで検討しているところでございますけれども、そのアシスト通信で、アシストセンターの救済という部分の活動について、わかりやすく保護者の皆さんにお知らせしたいと考えております。

それから、札幌でもいじめ関連が疑われる自殺事件がございましたので、広報紙の表紙の部分では、いじめについて子どものSOSをきちんと受け取っていますかということでは、救済委員からの緊急アピール、それから、いじめられているというサインを見逃さないように、チェックリストではないのですが、お子さんでこういう様子があればいじめが疑われますよということを書き載せて、いじめ、あるいは虐待などの権利侵害に対するアシストセンターの救済活動といった部分をPRしていきたいと考えているところでございます。

○委員長 よろしいでしょうか。

○G委員 あとは、意見になってしまうので。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

今のところ、高校生委員から一つも質問がないので少し寂しい感じがしています。

H委員、どうぞ。

○H委員 何点か質問させていただきたいのですけれども、児童相談所関係で、子どもの安心ホットラインの設置とあるのですが、ホットラインの存在を知らないと、相談したくても相談できないと思います。具体的に、児童相談所全体も含めて相談を受けているよという広報などはどういう方向で行っているのかということが一つです。

それから、児童相談所とアシストセンターで、児童虐待の相談という部分では同じ役割を持っていると思うのですけれども、具体的に児童相談所とアシストセンターの役割の違いはどういうところにあるのかということです。

もう一つは、児童相談所は相談件数しか載っていないのですけれども、アシストセンターのように、相談の方法が幾つかあったら、それも教えていただきたいと思います。

○委員長 今、何点か質問ありましたけれども、お願いいたします。

○事務局（佐藤児童福祉総合センター児童療育課長） まず、ホットラインの周知方法ということだと思いますけれども、ホットラインができたときに、広報さっぽろで周知を図ったということと、市の関係の窓口の区役所などにチラシを配布しております。それから、地下鉄の駅に電照広告というものがあるのですけれども、そこにも、相談できる窓口として、市のホットラインの電話番号と児童家庭支援センターの電話番号を記載したものを、大通駅ですと東西線の宮の沢行きでしたら一番市役所側に電照広告がございます。

そのほか、事あるごとに、例えば、母子手帳などにも電話番号を載せているところがございます。

それから、アシストセンターと児童相談所の違いです。

アシストセンターは、相談を受けるというところは一緒でございますけれども、基本的に、児童相談所は、会っていろいろお話をするというところを中心に考えています。ですから、メールで相談は実は受けていないのです。特に、虐待というものであれば、どのような状況でやっているのか、それにすぐに対応しなければならないところがあります。メールで対応ということになりますと、なかなかわからないところもございますので、基本的にはお電話をいただいて、もしくは、直接来ていただいて、または関係機関を通じて来ていただくという形でやっております。

そういう意味では、電話、メールというような相談対応ではなく、電話と実際に直接会って相談対応をしているところがございます。

相談の内訳もあった方がよろしいですか。

○H委員 相談方法だけでいいです。

○事務局（桐越子どもの権利救済事務局次長） アシストセンターで、虐待の相談があった場合ということですが、虐待が疑われる場合は、アシストセンターでは、すぐに児童相談所に通告をしております。例えば、具体的な調査といったことは、児童相談所が権限を持っておりますので、アシストセンターとしては、児童虐待が疑われる場合は、児童相談所にすぐに引き継ぐ形の役割分担になっております。

○委員長 H委員、よろしいでしょうか。

○H委員 はい。

○委員長 それでは、多分、まだ質問したいことがあるかもしれないですけれども、後で意見をいろいろ述べてもらいたいところがありますので、質問についてはこの辺で終わらせていただきまして、次の意見に入っていきたいと思えます。

それでは、ただいまの質問に対する回答も踏まえまして、それぞれのシートの裏面の網掛けとなった部分について意見交換を進めていきたいと思えます。

今回は、視点の中に大きく三つの施策が入っており、限られた時間の中ではありますけれども、委員会として今後札幌市がどのような施策をとっていくことが、子どもの最善の利益につながっていくのかという視点で、方向性を示していきたいと考えております。

なお、先ほどの説明では、今回は前回とあわせての振りかえの時間もあるようなので、今回で足りない部分は、その際にも意見を言っていきたいと思えますけれども、本日、一たんはすべての施策について触れていきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

三つの施策についてということですが、D委員が1時間でここを出なくてははいけないということもある関係で、まず最初に、三つともでもよろしいですし、どれかでもよろしいのですけれども、意見を言っていただければと思えます。

D委員、どうぞ。

○D委員 今、整理していますので、ほかの方からどうぞ。

○委員長 それでは、D委員は考える時間が欲しいということでもありますので、ほかの方はいかがでしょうか。

H委員、どうぞ。

○H委員 先ほどの質問の回答を聞いていて思ったのですけれども、児童相談所の相談はメール等では受け付けていないということ答えでした。乳幼児だと、寝ていても、電話の音などで目が覚めたりということがあるのではないかと思ったのです。夜間だと、電話だと音が出るではないですか。子どもが小さいと、直接、児童相談所に行くというのも負担が大きいと思うのですけれども、面談の手前にメール相談を受けて、そこから面談に発展させるということはできないでしょうか。

○委員長 質問ですね。

質問に対して、お願いします。

○事務局（佐藤児童福祉総合センター児童療育課長） メール相談は、音が出ないとか、いろいろあるかと思います。子どもさん本人からの相談ということに関して言いますと、特に、乳幼児は自分から話すことはできないということがありますけれども、話すことができない子どもたちの様子を見ている大人が必ずいると我々は考えています。ですから、乳幼児であれば、保健センターで乳幼児や新生児訪問とか、そういった形で必ず状況を確認するということがございます。

そういった中で、保護者の方の話を聞いて、これでは心配だねということであれば、つなげていただくことが必要ななと思っています。

実際に、ご本人から直接児童相談所という形は、確かに少ないです。件数としても余りないのが事実ですけれども、小・中学生、高校生の方々であれば、学校に行くということがございます。そうすると、学校の中で、実際に一緒にいる先生方と話すこと、それから、様子を見ていること、そういうことを通じて連絡をいただけるということがあるかと思えます。

我々としては、周りの方々ですね。子どもさん本人もそうですが、周りの方々に、虐待とはどういうことだとか、悩んでいることがあれば、周りの方に相談をして、それを踏まえた上で連絡いただくという形をやっていくのが一番いいのではないかと。

そういう意味で、先ほどの母子手帳にも相談電話の窓口を載せて、困ったことがあれば、こういうところに相談窓口ありますということをお知らせしております。

こういったことは、児童相談所だけではなくて、子育てサロンでもそうですし、いろいろなところに相談窓口があって、そこに相談が行って、そういった相談の関係機関が連携をしながら、それぞれ一番ふさわしいところにつながるよというやり方がいいのではないかと考えております。

○委員長 それでは、A委員、どうぞ。



○A委員 視点2に対しての意見としては、先ほどもどなたかおっしゃいましたが、子育てに不安や負担は感じていないけれども、平成22年度の常設サロンは2,200件、平成23年度は2,300件の子育ての相談がありました。

ですから、数字的に、調査的にはそうなっているけれども、潜伏して、子育てに大変不安な市民もまだまだ多いので、ここにも書いてありますけれども、地域と行政とそれぞれのサロンの連携を今以上に持って、基本的にみんなで見るのは当然ですけれども、特に、子育て世代がこれからの未来にとっては大変大事な世代でありますので、そういうことをしっかり視点に置いて、連携をきちんととっていく、また、緊密にとれるような体系を行政、地域、公設、それから保護者、そういう連携を密にするようなことがこれからの課題であると思います。

評価については、そういうことを克服して、多くの地域がそういうふうになれば、札幌市はかなり高い評価であることはいろいろ聞いておりますので、これからもそれを持続するためにも、より以上に連携を密にするということは基本だと思っています。

これから、総合センター、町内会、児童会館、総合的な形の連携を密にするということをやより以上に促進していただきたいというのが私の意見であります。

○委員長 ありがとうございます。

D委員、どうぞ。

○D委員 今、A委員から連携というお話がありました。札幌弁護士会でも、先般申し上げましたとおり、子どものシェルターをつくっており、G委員にもすぐくご協力いただいております。感謝しております。

今月の29日に設立総会を開いて、来年の10月に受け入れということで、今、大車輪でいろいろやっているのですけれども、意見というか、お願いといいますか、弁護士会も、単につくるだけではなくて、本当に実効ある機関にしたいと思っていますので、今後いろいろ連携をお願いしたいというのが1点です。

それから、電話相談の件について質問させていただいたのですけれども、札幌弁護士会も子どもの権利110番をやっているのですけれども、非常に相談件数が少なく、今、抜本的に改善しなければならぬということで動いています。

いろいろな関係で実現できるかどうかかわからないのですけれども、今、木曜日1日だけということで、それも4時から6時という時間帯で、これではなかなか来ないのだろうと思いました。先ほど、お子さんからかかってくる時間が夕方から夜間が多く、大体4時から8時ぐらいというイメージなのかなと思うのですけれども、月、火、水、木、金のウィークデーについては、何とか4時から8時をカバーした形での電話相談の拡張ができないか、予算もあっていろいろ大変なのですけれども、そういうことを今考えております。

そういった点で、いろいろ連携させていただきたいと思っていますので、またご教示いただくことやご相談させていただくこともあろうかと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、D委員にも言っていた関係ですけれども、今のところ、A委員もそうでありますけれども、視点2の1番目の問題です。子育て支援関連施策について議論をして、その中で、特に連携を密にするということがこの場合は非常に大事なのだということが出されておりました。その意見との関係で、子育て支援関連施策について、意見がありましたら出していただきたいと思えます。

F委員、どうぞ。

○F委員 全体的に数字を見て、施策が非常に功を奏しているかなという印象を受けました。非常にいいことだなと思って解説を伺っておりました。

ただ、視点2について少し気になったのは、子育てについて不安を感じない層が少なくなっているのは非常にいいことですが、全く感じないという方がこんなにふえているのはちょっとおかしいのではないかという気がしています。子育ては、みんな不安を感じながらやっているものではないかと思えますので、これで安心をしてしまうのはちょっと問題があると思えます。

例えば、虐待で、暴行などでニュースになるような親御さんは、しつけのつもりで暴力を振っていたとか、ネグレクトでも、ご自身が子育てに不安や負担を感じていない方がニュースに出てくるケースが出てきますので、そういう方は、かえって自分の子育てを地域に開かないのです。そうすると、全く見えなくなってしまうので、全く感じていない層や感じない層などを念頭に入れた施策も進めていくべきかと思えます。

それから、児童相談体制やアシストセンターについての取り組みを拝見していて、アシストセンターなども大人からの相談が減少しているということは、実際に調整や申し立てにつながる件数が少ないということで、実効性に問題が出てくると思えます。

そういった意味では、広報について、大人への働きかけを進めるべきだと思えます。

提案ですけれども、こちらの方を……。

○委員長 アシストセンターは後でということですか。

○F委員 後なのですね。

こちらを拝見していても、地域に開いてみんなが意見を持っていくには、みんながそういう意識を高めるためには、一般の方への周知が非常に大事だと思います。ですから、ニュースなどもいいのですけれども、それこそ、地下鉄のつり広告とか車内づくりとか、ウィークに合わせて、予算の関係もあるのでしょうかけれども、あとは、朝のローカルなトークショーとか、夕方のニュースの特集とか、そういったところで、もっとマスコミなどを活用して、一般の方に届けるような工夫が求められるかなという気がいたします。

○委員長 ありがとうございます。

G委員、どうぞ。

○G委員 先ほどの質問と結びつけてですけれども、何で不安を感じる人たちが減ってきているのかというところで、何が効果的に機能したのかということは、しっかり押さえておいた方がいいだろうと思うのです。たまたまの結果なのか、じわりじわりと施策が効い

ているのかというのは、行政側でどこに予算を重点的につけるかということも、そこをきちっと押さえていないとできないと思うのです。

それプラスさらに、5年ずつの経過で図っていくと、来年、平成25年にやったら、非常に負担を感じる人が15%になっていたとか、余り負担を感じない人が逆に減っていたということになってしまうと、では、今まで5年間、何に取り組んできたのかという話になってしまうので、そのスパンももう少し細かく刻んで見た方がいいということと、なぜそれが効果として結びついていないのか、結びついたのかということは、しっかり押さえておいた方がいいのだらうと思います。

言葉じりで悪いのですけれども、出ていきたい人は、放っておいても出ていくのです。お母さん同士で集まって、家でおしゃべり会をしても何でも外へ出ていくのです。だから、呼びかけたり広場はつくるけれども、そこに出てこない人たちをどう拾っていくのかというところが、先ほどから出ている機関連携というところと結びついていくと思うのです。なかなか外に出たがらない人の情報を持っている機関と、放っておいても出ていく人たちをきちんと拾っている機関がどう連携してその人たちを外へつなげていくのかというところの働きかけも、きちんと行政サイドで、連携、連携と言うのではなくて、システムのそれをどういうふうに機能させていくかということは考えた方がいいと思います。

○委員長 ありがとうございます。

I 委員、どうぞ。

○I 委員 今のG委員の意見にかぶせるような形ですけれども、評価としては、一定程度、サロンなども充実していますし、それは評価できると思います。ただ、全く感じないという人がふえているのだけれども、そこだけをとらえてはいけなくて、やはり、私ども姿勢としては、声を聞けていないのではないかと、聞くべき声が聞こえていないということも念頭に置かなくてはいけなくて、そういう意味での配慮が必要だということが一つです。

私がここで見て思うのは、母子家庭の声が届いているかというところが一つすごく不安です。子育てサロンも専業主婦の方が多くて、母子家庭はなかなか利用しにくい状況かと思えます。

母子家庭の方は、社会と一番つながりにくい状況にあって、社会と一番つながりにくいところをどういうふうにつなげていくか、連携という言葉も出ていますけれども、それは、ひよっとしたら、積極的なアウトリーチということも考えなくてはいけません。さらに、母子家庭で、なおかつ、子どもさんに障がいを持っているというところ、そこら辺の不安感もなかなか我々のところに届かない。

かなり福祉に近づくところですがけれども、一番弱いところの権利ですね、子どもたちが安心して育つ権利というところの目配りを課題として提言していかなくてはいけなくてはないかなと思っております。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。

E委員、どうぞ。

○E委員 G委員とI委員とおっしゃったことと重なるかと思いますが、三つの機関はどれも相談を能動的にしてくる人たちの窓口として機能していると思います。視点2が「安心して相談できる環境づくり」なので良いと思いますが、外へ働きかけてこない人や保護者本人が問題視していない場合の子どもを救うための機会として、私が子育てをしてきた中で経験した保健センターの乳幼児健診、4か月、1歳6ヶ月、3歳児健診というものですが、これが機能していることを期待します。案内に応じてこない家庭には相応の対処が出来ているでしょうし、また親は問題を感じていないのだけれど専門の方が見てネグレクトであるとか他の問題があると気づく機会になると思います。そういう場合の保健センターの位置づけですが、どこと連絡、連携されているのか、システムとして機能しているのか教えてください。

○委員長 では、今、質問ということですので、その質問に対して答えていただけますか。

○事務局（佐藤児童福祉総合センター児童療育課長） 児童療育課長の佐藤です。

乳幼児健診、新生児訪問というところで、先ほども少しお話をしましたけれども、出てこない、会えないといったところについての対応です。先ほど、区役所に家庭児童相談室を設置したという話をしましたが、家庭児童相談室というのは、乳幼児健診の担当と同じ課の中にあるのです。

保健師の情報がそこで集約されて、その中で、これは虐待に発展しそうであるとか、虐待だというものに関しては、対応をとる体制ができるようにしております。

実際に、先ほど資料の中で説明をしました要保護児童対策地域協議会の中でも、こういったものがあれば連絡をくださいということも伝えてございますし、区役所の中で、例えば生活保護を受けている世帯でそういった状況がわかるということもあります。

そういった場合については、区の家家庭児童相談室を通じて、場合によっては児童相談所に連絡が来て、児童相談所で対応するというございますし、その区の中で子育ての仕方ということで保健師が介入して対応することもございます。

それから、1歳6カ月健診、3歳健診で、先ほど、障がいのある方のお話も出ていましたけれども、その中で、障がいがあるかもしれないという疑いがある場合ですね。はっきりわかる場合もございますけれども、ひょっとしたらという場合については、実は、さっぽろ・こども広場という施策がございまして、その方に保健センターから紹介をいただく格好になります。

その中で、同じような方々、子どもさんを持つ親御さんたちが集まって、実際に、その子どもにとってどういうことをするのが一番いいのかということ相談しながらやっていくということも実はやっております。

質問に対しては、以上でよろしいでしょうか。

○E委員 はい。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、子育て支援関連施策について、まだ意見のある方はいらっしゃるかもしれませんが、時間の関係で、次に行かせていただきたいと思います。

まだ、どうしてもという方は、次回にも意見を述べる機会がとられておりますから、そのときにお話をしていただければと思います。

それでは次に、児童相談体制強化に向けた取り組みに移らせていただきたいと思います。

これについて、意見がある方はお願いします。

H委員、どうぞ。

○H委員 子どもの権利の日が11月20日に定められていると思うのですがけれども、11月にそういう日があるということ考えた上で、先ほど、子ども安心ホットラインを設置した段階で周知した、広報に載せたという話を聞いたのですがけれども、改めて、設置から1年たっていますし、新たに親になった人とか、新たに市民になった人も当然いると思うので、そういうことに対しても周知するために、いま一度、広報をもっとしっかりした方がいいのではないかと思います。

○委員長 ありがとうございます。

A委員、どうぞ。

○A委員 児童虐待というのは、あってはならないのですが、僕は、オレンジリボン地域協力員というものを、より啓蒙し、発信して、こういう人をもっともっとふやすように、ぜひ行政で発信していただきたいと思います。民生委員や児童委員は、お忙しくて、生活保護とかいろいろあって、子どもたちにかかわることがなかなか難しいので、これはやはり、早期発見と早期対策ということを主体的に考えていかないと、いろいろな事案を見ても、いつも、結果を見て、ああ、残念だった、ああすればよかった、こうすればよかったと皆さん言うておりますが、それではだめですから、地域で発見できるような、町内会とのこれは連携になると思いますが、すべてそういう形になるけれど、早期発見するためには、地域にそういう発見できる体制を、もちろん行政にもお願いしなければいけないのですが、自発的にそういうことができるような、皆さんの気持ちを啓蒙するようなことを総体的にやっていくしかないと思います。私の意見です。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

C委員、どうぞ。

○C委員 虐待ということを知ると、その親が配偶者等から暴力を受けていて、それが後に、子どもに虐待という形で出る場合もあるのかなと考えるのです。ですから、DVとか、その家庭にないかという関連性も考えて、ただ児童虐待という一言では片づけられないことも関連付けて、これから取り組んでいただきたいと思いますと思うのです。

○委員長 ありがとうございます。

B委員、どうぞ。

○B委員 虐待といじめという問題に関しては、今、A委員がおっしゃったように、結局、起きてからの対処ではなく、逆に、その前の対処という方が本当は効果があるのだらうと思います。しかし、そういうのはなかなか難しいというのが現状だらうと思います。

それから、新聞紙上でも出ておりますけれども、高校はともかく、小・中学校のいじめに関しては、警察とか、いろいろな機関があると思うのですけれども、出前講座で、満遍なく学校に対してやって、いじめというのは本当に犯罪だよとか、具体的にこういうことがあったよというような具体的事例を踏まえて、絶対にだめなのだよというくらいの強い形でやっていただきたいと思います。

それから、先ほどから出ておりました、母子家庭とか生活困窮の家庭に問題のある児童が結構発生するというのが、我々民生委員が抱えているところでは出てきております。これは、なかなか難しい問題で、生活保護に関しては区でもわかりますけれども、我々民生委員の場合、生活保護の扱いもやっていますが、生活保護を受けているから必ずいじめがあるということではないわけですから、その辺のところのなかなか難しい問題がたくさんあると思います。

それから、先ほど言っていたように、区の相談室と支援の関係は、子育て支援係とか一緒にの部屋で、今現在やっておりますから、そういう連携はスムーズに行っているのではないかと思います。私たちでも、相談に行ったりすると、すぐに子育ての方と相談室の方で連携したり、生活保護の関係もすぐに連携できる形になっております。要するに、わからないことがあれば相談に行くという形の連携をとってやっていけば、一番早いのではないかなと思っております。

○委員長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○副委員長 相談の窓口といいますか、虐待とかいろいろなケースについて、ここには書かれておりませんが、学校のスクールカウンセラーさんは非常に多くの方が受けております。本校も、週1回、朝から夕方までのご勤務の時間の中で、半分は子どもたちの相談を受けているのですが、半分は保護者の方の相談を受けているのです。その保護者の相談の中に、まさに、中学生の我が子のことの相談もあるのですが、下のお子さんのであったり、もう少し広い相談等があったりするケースもあります。学校は、保護者と接する、親御さんと接する機会が多いためですけれども、今、カウンセラーの機能が学校の中でどんどんよくなっていくのに及んで、ふえてきているのかなという気がいたします。

そのカウンセラーの方も、自分のところで全部受けとめて終わりにしないで、関係機関をご紹介したり、学校としても児童相談所につないだりという形をとっていますので、保護者のいろいろなケースがありますが、窓口としては非常に機能している一つであると思いますので、カウンセラーの方の窓口をさらに広げるような形になれば、学校としても大変ありがたいと思っております。

今、中学校は、週1回、8時間だったでしょうか、6時間でしょうか。実は、時間を超えて勤務されているケースがあって、担任の先生と家庭訪問に行かれたりということもありまして、フルに動いていただいていますので、それが週2回、3回であれば、もっといい形になると思っています。予算のこともあるので難しいと思いますが、そういう思いです。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、残念ながら、時間の関係がありまして、まだ話し足りない方がいらっしゃると思うのですが、この問題についての意見交換はこの辺で終わらせていただきます。

三つ目としまして、子どもアシストセンターの運営という問題があります。

これについて、意見を出していただければと思います。

G委員、どうぞ。

○G委員 アシストセンターは、3年経過して、丸4年目になるのでしょうか。とても一生懸命活動されているとは思いますが、もう少し焦点化した方がいいと思っています。今、まだ少し迷走中だなと思っています。どだい、4,000件も相談がある救済機関というのは、本来どんなものなのだろうと思っています。H委員ではないですが、現役の高校生が、アシストセンターと児童相談所の違いとは何か。4,000件も相談をもらっていますよと言って外に歩いていながら、現役の学生さんが違いがわからない程度の救済機関の存在意義は何なのか。今後、この実態をもう少し焦点化していった方がいいのではないのかなと思います。

ずっと思っているのですが、アシストセンターに相談をする方は、ほかの機関と違うのは、子どもからの相談が圧倒的に多いですね。平成24年に関しては、大人の相談を超えて、子どもの相談件数の方が多量な数になっていることに関して言うと、明らかに、子どもの側に寄り添った、子どもの視点で、子どもの権利を守っていく機関なのだということをより明確に打ち出した上で、何ができるのかを子どもたちに発信していくようなことをした方がいいのかなと思います。

先ほどの質問に対する回答を伺っていても、アシスト通信などを発行しながら、保護者向けにこういうアピールをしていくという話がありましたけれども、保護者向けの相談とか救済とかいろいろな活動機関は、意外と市内にたくさんありますし、それこそ児童相談所の24時間電話もそうですけれども、もっと子どもたちに積極的にアピールしていくという作業をより明確化していった方が、今後のためにいいのではないかと考えているのですが、その辺はいかがなのでしょう。

○委員長 今、意見と同時に、みんなに問いかける形で、G委員から出されています。

それについて、事務局からも何か言いたいことがあるようですので、事務局から何か言っていただきましょうか。

○事務局（金田子ども育成部長） G委員、ありがとうございます。

まさに、札幌市のアシストセンターは、子どものための機関として、自覚はございます。

アシストセンターの中でも毎月会議を開いておりますけれども、その中で、救済委員からも私たちの目指すものというのは、とにかく子どもに寄り添う、ここなのだというところがあります。

そういう意味で、子どもからの相談がふえているというのは喜ばしいことではありますけれども、救済機関としてそれでいいのか。子どもがアシストセンターに相談をして、自分で解決の糸口を見つけて、そして自分の力で解決していくというのも一つの形ではあるのですけれども、調査、調整がこの程度でいいのかというのは、アシストセンター全体として、救済委員も問題にしているところです。

ですから、今の意見を肝に命じまして、もう少し子どもに届くPRの仕方を考えてまいりたいと思います。

決意表明のようになってしまいました。済みません。

○委員長 ありがとうございます。

委員の皆様は、どうでしょうか。

何かご意見はございませんでしょうか。

アシストセンターについて、G委員が話してくれたことです。

H委員、どうぞ。

○H委員 アシストセンターは、子どもの権利を擁護するという意味合いで、子どもの権利救済機関としてつくられていると思います。ほかにも、道や国、弁護士会等で似たような機関があると思うのですが、結局、違いがわからないのです。私は利用したことがないのですけれども、アシストセンターと国とか民間のものとの違いがわからないので、子どもの権利を救済するという立場を明確にするという意味で、漠然としているのですけれども、何かできないだろうか。

ちょっと違うかもしれないですが、今、資料を見たら、アシストセンターに近いものが民間と合わせて18団体あるとなっているのですけれども、もし私が相談するとしたら、どこか1か所にしか相談しないと思うのです。多分、匿名で、自分の名前を明かさないで言うと思うので、事例自体は団体間で共有されても、別の機関に同じことを相談した場合にも、結局、匿名なので違う人と扱われると思うのです。他の機関、複数の機関に相談していたらダブリが出るということと、逆に、どこか一つにしか相談しなかった場合に、匿名になってしまうので、ほかと連携しても、解決するということまでは難しいと思うのです。

ですから、難しいかもしれないのですけれども、団体ごとに連携するだけではなくて、相談員も連携し合う形で、合併まではいかないと思うのですが、機関同士ではなくて、もっと相談員同士でも連携をとる必要があるのではないかと思います。

○委員長 ありがとうございます。

今、課題を突きつけられたような感じがいたします。



ほかにありませんでしょうか。

どうぞ。

○J委員 小学校の立場でお話しします。

子どもたちのいろいろな悩み、いじめ、虐待とかいろいろあると思うのですが、本来は、周りにいる大人がキャッチして、そのことをよく知っている大人が、例えば、近所のおばさんでもいいし、もちろん先生でもいいし、両親でもいいし、おじさん、おばさんでもいいし、お兄ちゃん、お姉ちゃんでもいいのですが、すぐ身近にいる大人がそれをキャッチして、子どもたちに手を差し伸べるのが本来かと思っているのです。

今、それがなかなかできない世の中になってきています。子どもたちが相談しようと思ってもなかなか相談しにくいとか、相手がいないとか、家に帰ってしまえば、お父さんお母さんだけで、お兄ちゃん、お姉ちゃんの兄弟もいないという状況になっていると思うのです。

そこで、子どもたちがだれに相談するかというと、今のアシストセンターなり、児童相談所なり、さまざまな機関がありますね。H委員は連携が必要だとおっしゃいまして、それも確かにそのとおりだと私も思うのですが、いろいろな機関があっても、それはそれでいいのかなと逆に思っています。いろいろな機関があり、いろいろ手を差し伸べているところがあるということ子どもたちにわかっていただくのがいいのかなと私は思っているのです。

学校の立場で言うと、最近、虐待については、例えば、学校でそれを見抜くことは非常に難しいです。例えば、子どもがあざをつくって来ても、子どもに聞いたら、ふろ場で転んだと言うのだけれども、実は、お母さんに聞いたら、友達が家に遊びに来てけんかになったと言うし、よく聞いてみても両方で言い分が違ったりするのです。それは、もしかしたら、親がこう言いなさいと言っているのかもしれないし、親が何か虐待したのかもしれないし、その辺はわからない部分がいっぱいあるのです。

最近、児童相談所への電話はどの程度かわからないのですが、学校からの通報ももちろんあるのですが、例えば、近所のおばさんとか、隣に住んでいる人とか、そういう人からの通報も結構あると思うのですが、その辺はどうか教えてもらいたいです。

そういうことで、学校もいろいろ苦勞しているのですが、町内会などで、例えばオレンジリボンの協力員をふやすような講座を町内会で開くのでぜひ来てください、それを受けた方には、すぐにオレンジリボンを配って、ぜひ、町内会の力をもっとつけるというのかなというふうに、学校現場として思っております。

○委員長 どうもありがとうございました。

それでは、この件についてもまだまだ意見がある方がいらっしゃるのではないかと思うのですが、もう一つ議題が残っております。そちらもやらなければなりませんので、議題（1）につきましては、このあたりで終えたいと思います。そして、本日の意見につきましては、事務局でまとめていただきまして、今後、全体をまとめていく中で改めて議

論をしていくことにしたいと思います。したがって、次回は、これまでの振りかえりと視点3ということに移りたいと思います。

それでは、もう一つの議題に移りたいと思います。

もう一つの議題につきましても、まず、事務局の説明を受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） それでは、私から説明させていただきます。

その前に、今、るるご議論、ご協議いただきましたが、その中でも統計的な部分のお話が幾つかございました。今のお話でも、近所の通報がどれだけあるとか、きょうお示した以外にも統計的な部分で情報を知りたいというお話がありましたので、それにつきましては、次回にまとめてデータのなものをお示ししたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、資料4に基づいて説明させていただきますが、その本題に入る前に、この表紙の右下に、「子どもの権利条例があるまちさっぽろ」というロゴマークを記載させていただきました。これは、前回の委員会でも経過をお話しさせていただきましたが、一応、子どもたちの意見を聞いてキャッチフレーズをつくって、それを円山動物園とか子どもが割と多く利用するところで人気投票を行わせていただきまして、その結果、約3,600人の子どもが投票した、「夢をさかせる子どもの権利」という形になったところです。

今後、このロゴマークを広報物やイベント等でいろいろな形でPRさせていただいて、まずは、子どもの権利そのものについて知っていただいて、そこから、それは何だろうという次の段階に行く一つのきっかけにしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、これについての経過等は、今後、おいおい委員会でもご報告させていただきたいと思います。

それでは、本題に移らせていただきますが、資料4を1枚おめくりいただきまして、左側の札幌市子どもの権利に関する推進計画施策体系ということで、計画に書いております基本理念、基本目標の1から4までそれぞれ抜き出して図として整理したものでございます。このそれぞれの基本目標に沿って、どういった事業を実施したかというものを2ページ以降に整理させていただいたところでございます。

実は、この内容につきましては、ことし5月の委員会においても、平成23年度にどういった事業を実施したかということで、実施状況報告をさせていただきました。そこと重なる部分もかなりございますので、その点については、かなりはしょって説明をさせていただきたいと思います。

まず、2ページの2番目の実施状況総括でございますけれども、ここで、子どもの権利推進計画の進捗状況を判断するというところで、成果指標を3点用意させていただいてまいります。

1点目が、自分のことが好きだと思う子どもの割合、2点目が、子どもが自然、社会、

文化などの体験をしやすい環境であると思う人の割合、3点目が、子どもの権利が守られていると思う人の割合と。それぞれ設定させていただいて、平成21年度については、無作為調査で実施させていただいたものですから、その数字をそのまま転記させていただいて、計画をつくった段階での目標値としては、一番右にございます、平成26年度の目標値で7割から6割とそれぞれ記載させていただいております、その中間ということで、平成23年度の結果をそれぞれ記載させていただきました。

ただ、平成21年度は、予算をつけて無作為抽出を実施させていただきましたが、平成23年度は、大人については、市長政策室という札幌市のまちづくりの計画を統括しているところが我々のこの指標を踏まえて調査していただいた結果を、大人というところでそれぞれ記載させていただいておりますが、逆に、①、②、③それぞれ子どもの欄がございますけれども、子どもは、無作為抽出ができなかったものですから、直接、我々職員がイベントの会場に行ってアンケートをその場で聞いたり、児童会館とか、子ども議会とか、そういうところに出かけて行ってとった字ということで、母体数も無作為抽出より少し減っておりますし、どちらかという、そういうイベントに来る方というのは、もともと権利について割と知っている方が来るものですから、どうしても高目に出てしまうかなと思います。そういうことで、平成21年度と23年度を単純に比較するのは少し難しい部分はあるのですが、先ほどG委員もおっしゃられたように、では、5年たってどうなのかなと、そのときにこういう結果でしたと言われても遅いので、あくまで参考値ですけども、平成23年度の途中経過ということでそれぞれ示させていただきました。

ここでも、③番目の子どもの権利が守られていると思う人の割合ということで、ここだけ取り出すと、大人の数が4.9ポイント減ったということで、これは改善に向けていろいろな施策に取り組んでいく必要があるだろうと思います。

実際には、③の子どもの権利が守られていると思う人の割合ということで、実は、平成21年度と23年度を比較したときに、わからないという回答自体は結構減っている部分があります。そういう意味では、守られている数字が落ちた部分は改善の余地がありますけれども、どちらとも言えないとかわからないという数値が減ったということは、子どもの権利について、何らかの理解は一定程度進んでいるのかなという評価をさせていただいたところでございます。

あとは、3ページ以降、基本目標ごとですが、基本目標1、子どもの意見表明・参加の促進ということで、ここでは、それぞれの施策にのっとって、当初の達成目標のあるものを中心に、4ページ目の下段でございますけれども、それぞれの当初値を平成23年度の実績値ということで、表として整理させていただきました。

同様に、基本目標2につきましても、子どもを受け止め、育む環境づくり、あと、8ページ目でございますけれども、基本目標3、子どもの権利の侵害からの救済ということで、基本目標2と3につきましても、本日ご議論いただきました視点2のところにかかわる部分の施策でございますが、それぞれ基本目標2、基本目標3に掲げた施策の実施状況を、

7ページ目と9ページ目に、平成23年の実績ということでそれぞれ整理をさせていただいたところがございます。

最後に、基本目標4が10ページ目でございますが、子どもの権利を大切にする意識の向上ということで、これにつきましても、施策を実施させていただきまして、10ページ、11ページにそれぞれ記載させていただきました。

あとは、11ページの下段の別表1、その他の各体験事業等、別表2、その他、子育て・障がい児母子家庭の支援事業等は、12、13ページ目まで、基本目標とは別に整理をさせていただいて掲載させていただいたところがございます。

全般的には、基本目標1の子どもの参加につきましては、庁内的には、子どもの参加の機会については、充実が図れたのかなと我々としては評価しているところでございまして、基本目標2につきましては、多くの取り組みが目標達成に向けて順調に実施されているのではないかと考えております。

ただ、きょうの意見でも出ていましたけれども、この重要性についての啓発とか、それぞれの機関の連携というものを引き続き大切にしていかなければならないと認識しているところがございます。

また、基本目標3の子どもの権利の侵害からの救済についても、先ほどB委員からも話がありましたが、やはり、起こってからではなくて、起こる前の未然の活動という取り組みも今後進めていく必要があるのではないかと評価しているところがございます。

最後に、基本目標4の子どもの権利を大切にする意識の向上でございますけれども、本日もお配りさせていただきましたが、パンフレット以外にも、子ども通信、子どもの権利ニュースをそれぞれ配付させていただきましたが、それ以外にも、集客力の高いイベント等での啓発を引き続き実施させていただきたいと思っておりますし、先ほどH委員からも11月に子どもの権利の日があるではないかとご指摘いただきましたけれども、我々も、来月11月17日に子どもの権利の日のイベントを実施する予定でおりますので、そういった機会を使って、そういう活動を着実に進めていきたいと考えているところがございます。

以上が推進計画の報告でございますけれども、それとあわせて、1点ご説明させていただきます。

きょうは、別にお配りしたチラシで、札幌のまちづくりにみんなの声を届けようというブルーの紙を1枚お配りさせていただきましたが、今年度から新たに、札幌のまちづくりにみんなの声を届けようということで、取り組みをさせていただきます。これまで、子ども未来局では、子ども議会という形で、子どもたちの意見をまちづくり活動に反映させようということで、ことしで13回目になりますけれども、取り組みをさせていただきました。ただ、今年度は、今月の6日から子ども議会がスタートして、来年1月8日の本会議まで、月2回でありますけれども、拘束されながら活動するというので、すべての子どもがそこに参加できるわけではないものですから、そういった時間的、場所的制約を少し

除く意味で、こういうはがきの形式で、あらかじめテーマを設定して、そのテーマについて子どもの意見を伺うということ、とりあえず試みでやらせていただきました。

今どき、メールの時代なので、メールの方がいいのではないかというご意見もいただいたのですが、メールはメールのよさもありますし、はがきははがきのよさがあるかなと思います。特に、小学校は、まだメールという話にはなりませんので、そういう意味で、今回、この紙をお配りしましたが、一応、子ども未来局のホームページにメール形式のものも一応用意させていただきました。

今回は、ゾウの関係と身近な地域の活動ですね。先ほど、町内会の話も出ていましたけれども、子どもがどうかかわったらいいのかという二つのテーマを大きく取り上げさせていただきました。

これも、子ども議会のテーマを決めるときに、各部局にどんなことを子どもに聞きたいかという部分で調査するのですが、今回、それに基づいて、同じように提案させていただいた結果、ゾウの話と身近な地域の活動に子どもが参加する方法についてということで、それぞれテーマを設定させていただきました。

今月始めたばかりですので、までそんなにたくさんは来ておらず、今のところ十数件は来ておまして、一応、予定では12月までに一たん募集を受け付けて、その結果を、それぞれの部局に示して、回答を大きくまとめさせていただいて、来年2月以降に、意見の概要とそれに対する札幌市の考えをまとめて、ホームページや学校に子ども通信の形でお知らせしたいと考えているところでございます。

子どもに意見を聞いてどうなのかという意見も正直に言っているのですが、今回はまだ十数件ではございますけれども、例えば、ゾウの話しも、みんなが賛成かといったら、やはり、子どもなりに賛成の意見もあつたり、反対の意見もあつたり、今の段階ですけれども、結構バランスよくきているなと思います。そういう意味では、やり方さえいろいろ実践していけば、いろいろなことができるかなと思いますので、引き続き、取り組ませていただきたいと思っていますところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長 説明をありがとうございました。

ただいまの説明にもありましたように、既に、5月の委員会で、昨年度の主な取り組み状況については報告を受けております。

それについて、我々の間で意見交換も行っており、今回の計画の進捗状況の報告と重複する部分が多いと思います。

事務局が作成した資料を見っていきますと、市役所のさまざまな部局で行っている事業の取り組みをまとめていただいているのが大部分を占めているようですので、今回の委員会では、主に、2ページの成果指標から見た評価検証、3ページ、5ページ下段、8ページ中段、10ページ中段の基本目標ごとの行政としての評価の部分に重点を置いて、皆様から意見をいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

よろしければ、この部分につきまして、皆様からご意見をいただきたいと思います。  
もう一度言います。

2ページの成果指標から見た全体の評価検証、3ページの基本目標1、5ページの基本目標2、8ページの基本目標3、10ページからの基本目標4についてということになります。

これらについて、皆様から何か意見がございますでしょうか。

H委員、どうぞ。

○H委員 まず、2ページの成果指標なのですが、この表の上の部分を見ると、年に1回、前年度の取り組み状況を取りまとめて公表しているとなっているのですけれども、実際にその成果が出ているかという市民に対するアンケートをとるのは、2年に1回になっています。先ほども、別なもので、5年に1回というのは、その間はどうなっているのかわからないではないかという話がありましたが、それと同じで、2年に1回でも、間の1年間はどうなっているのかと。毎年、何らかの形で新しい施策が行われていると思うのですけれども、そういうものを検証するためにも、予算の都合もあると思いますが、年1回にした方がよいのではないかと思います。

もう一個は、10ページの基本目標4で、実際に、道立高校なのですけれども、道立だからということはあるかもしれませんが、アシストセンターとか、権利を守る施設のパンフレットも余り来ないのです。子どもの権利ニュースは資料で来ているのですけれども、それも学校に全員配布ではなく、実際にほとんど気にされてないのです。

子どもの権利条約を知っているかと周りの人に聞いたら、多分、知らないと答えると思うのですけれども、高校になると、市外出身の人もいると思うので、市内に住んでいる、通っている子どもの権利を守るのが子どもの権利条約だと思うので、小学校は市がつくっている副読本などがあると思うのですけれども、そういうものも活用して、何らかの形で、今までよりも、子どもの権利条約の存在をまず知ってもらうという活動をしていくべきではないかと思います。

○委員長 ありがとうございます。

今、H委員から、検証については、1年に1回やったらどうかという提案がありましたけれども、事務局では、その点について1年に1回やるというのは難しいということはありませんでしょうか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 当初、平成23年も、もともと予算がないというのは、やる予定がなかった部分だったのですが、やはり、先ほど言いましたように、5年の段階で数字が出て、それからどうするといっても遅いです。そういう意味では、途中経過を把握する上でも、定点観測が必要だろうと思います。

これは平成23年度ですが、この計画自体が実質動き始めた年からということで、22年度は抜けています。昨年との比較という部分で抜けていますけれども、今年度の24年度については、予算がないなりに対応させていただこうと思っております。

○委員長 そうすると、可能ではあるのですね。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 対応させていただきます。

○委員長 H委員、それでよろしいですか。

○H委員 意見というか、要望に近いと思うのですけれども、平成23年度の事業参加者ということで、子ども議会あてに、このアンケートを書けと来たのですけれども、子どもの権利を守るための活動に参加している子どもだと、どうしても、子どもの権利が守られていると思うと答えると思うのです。ですから、可能であれば、予算を確保するなりして、平成21年度に行ったような無作為抽出の形の方が、より実態に合った形になるのではないかと思いますので、そうしていただけないでしょうか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 平成24年度については、もうスタートしているものですから、そういう意味では、次の年度の平成25年度については、無作為抽出をやる前提で、これから財政当局と折衝する予定ではあります。

仮に、予算をつかなければ、つかないなりに、また方法をいろいろ工夫しながら、毎年、何らかの数値を出すということで対応していきます。

○委員長 ほかにご意見はございませんでしょうか。

K委員、どうぞ。

○K委員 今のH委員の話聞いていて思ったのですけれども、私は、生徒会に所属していて、子どもの権利ニュースと子どもの提案、意見募集の紙が生徒会室に来たのですが、しょうがない面もあると思うのですけれども、明らかに数が少なくて、本当に子どもの権利について知らせたいのかなと思った面があったのです。

この資料を見ているいろいろ思ったのですけれども、メインが小・中学生に対してのこのような気がして、高校生に対しての権利を大切にする意識向上というものが少ないと思います。高校生になれば、そのぐらいはわかるのではないかと思いますので、逆に、わかっているからこそ守らなければいけない部分があるので、高校生とか、大人に近い子どもに対しての活動というか、守ったりするということをもっと知らせていければいいのではないかと思います。

○委員長 ありがとうございます。

では、C委員、どうぞ。

○C委員 3ページです。私は知らなかったのですけれども、市民自治チェックリストとは何ですかと思いました。また、このチェックリストはだれがチェックしているのでしょうか。済みません、質問に近いのですけれども、ちょっとわからないので、教えていただけますか。

○委員長 それでは、質問に答えてください。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） この市民自治チェックリストは、我々職員が内部で物事を決定するときに、このチェックシートで具体的に言いますと、例えば、市民に対する情報提供がきちんとなされているかとか、子どもにわかりやすい情報提供ができて

いるかとか、そういう幾つかの項目があって、それを、まず、職員が自分でチェックをして、その書類を係長、課長、部長と上げていくときに、それぞれ係長、課長、部長がチェックして、ちゃんと子どもの権利に配慮して施策をしているのですねという確認用の、内部の事務作業用のチェックシートでございまして、特に外向けにはやっておりません。

ただ、あくまでも、札幌市職員としても、こういう意識を持って仕事をする仕掛けをしているという部分で表記させていただいたところでございます。

○委員長 ほかはよろしいでしょうか。

では、あとお一人だけということで、お願いします。

○G委員 本当に現場は大変だと思うのですけれども、ロゴを見て、子どもの権利条例があるまちまで書いてしまっていますから、では、あるまちとないまちの違いは何なのだとということになったときに、先ほど、H委員やK委員が言ったところは、やはり現実問題だと思うのです。

ですから、ここまで書いて、ロゴをオープンにしていって、現場の子どもたちがほとんど知らないとか、届いていないという温度差があるような制度や条例であっては何の意味もありません。それは、これを引き受けている我々委員の責任でもあると思っていますので、より子どもたちにしっかりと根づくような条例になっていくことを期待したいなと思っています。

○委員長 ありがとうございます。

L委員、まだ何も言っていなかったですよ。どうしても言いたいですよね。どうぞ。

○L委員 済みません。9ページのオレンジリボンと書いてありまして、私はこれを見て初めて知ったのですけれども、オレンジリボンの方は何をなさるのですか。

○委員長 質問ということでよろしいですね。

○事務局（佐藤児童福祉総合センター児童療育課長） オレンジリボン地域協力員は、先ほどもご説明しましたけれども、制度としては12年からあります。

名前がオレンジリボンに変わったのは昨年度からですけれども、地域の中で虐待を見たり聞いたりした場合について、区役所や児童相談所にきちんと連絡をしていただくことを主にやっていただける方々でございます。

実際は、お子さんに関係の深い方は、こちらからご連絡をして、オレンジリボン地域協力員に登録していただくための講習を受けてくださいという形で、各団体や学校や保育園等に連絡をして、1時間半程度の講習を受けていただきます。そのほか、一般の方々には、ことしの2月に広報さっぽろで募集をかけております。そのほか、出前講座とか、そういった場所に呼ばれていくこともございますので、その際に、いろいろご説明をして、オレンジリボンの地域協力員になっていただくということをお願いしております。

○委員長 L委員、よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、意見が出ましたので、本日の意見について、事務局にまとめていただき、完



成したものを後日送付いただくということでお願いしたいと思います。

それでは、本日本日予定しておりました議題をすべて終了いたしましたけれども、次回も、今回に引き続いて施策の検証となりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

事務局から何か連絡事項がありますでしょうか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 次回の委員会につきましては、12月を予定しております。日程については、委員長とご相談の上、予定表を後日改めて送付させていただきたいと思っております。

あと、最後の最後で恐縮ですが、1件だけ事業のPRをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長 なるべく短くお願いたします。

○事務局（大澤育成・支援担当課長） 育成・支援担当課長の大澤でございます。

皆様のお手元に、緑色のパンフレットが配られているかと思います。こちらは、青少年の健全育成を促進するイベントでございます、札幌市青少年育成大会のご案内のパンフレットでございます。

日時が11月10日、13時30分から、かでの2・7のかでのホールで行います。

プログラムといたしましては、札幌市優良青少年及び青少年育成者の表彰、それから、青少年の健全育成を考える講演会という2本立てのイベントでございます。

今回の講演会につきましては、「困難を抱える若者と支援のためのコミュニティづくり」という題目で、放送大学教養学部教授の宮本みち子先生をお呼びして、ご講演をいただく予定でございます。先生につきましては、青年社会学を専攻されておられて、国の若者自立支援の政策に深く関与されている先生でございます。

このイベントにつきましては、青少年の健全育成にかかわられている方を初めとして、一般市民の方を対象にさせていただきます。

入場無料でございますので、ご都合がよろしければ、委員の皆様もご来場いただければと思っております。

以上でございます。

### 3. 閉 会

○委員長 それでは、本日の委員会を終了させていただきます。

きょうも、皆さん、熱心に議論をしていただきまして、ありがとうございます。

前と違って、外は暗くなっておりますので、お気をつけてお帰りください。

以 上